

# 国際法上の等価交換則の顕在化

On Apperance of Equal – Exchange Rule in International Law

稲原 泰平  
Yasuhei Inahara

## 概 要

等価交換則はローマ市民法（Jus Civile）に起源を有する所謂「法の一般原則（general principles of law）」の一つである。理論的にも、また、事実の問題としても、原始社会の物々交換が等価交換の始原的形態であったことは容易に想像できる。社会の各人が自己の欲するものを現物で交換することで取得するシステムは、最も素朴で誰もがその正当性を本能的に認識できる経済原則であった。やがて原始社会が部族国家に発展して貨幣が登場すると、貨幣が価値尺度の機能を発揮し、等価交換の共通尺度として支払い手段ともなった。今日、等価交換は各国国内法上の共通原則として、とりわけ先進資本主義国では、土地所有者と不動産業者の共同出資による集合住宅の建設という最先端の姿で現れている。他方、文明国の国内法の共通原則たる「法の一般原則（general principles of law）」を教養の一部として身につけた国家指導者によって国際社会にも「等価交換則」が国際法の基礎理念として導入された。その代表的事例が捕虜の地位であり、第2次大戦後のアメリカ優位の下での科学技術協力の国家間実行である。

## 目 次

### 【I】序 論

### 【II】本 論

- (1) 等価交換則の法的性質
- (2) 等価交換の国際法上の最近の実例（宇宙開発分野）
- (3) 等価交換則の現代的機能

### 【III】結 論

〈注〉

〈参考図表 I・II〉

〈References : 参考文献〉

### 【I】序 論

等価交換則については、国際法上はもっぱら、「文明国が認めた法の一般原則（general principles of law recognized by civilized nations）」（国際司法裁判所規程 § 38① c）に含まれると考えられ、従来、それ以上の分析や論究はされてこなかった。<sup>(1)</sup>しかし、第2次大戦後の国際社会の組織化・統合化の進展は目覚ましく、諸国家の国内私法の基本原則たる等価交換則が国際社会でも当然のように機能する現象が現れた。とりわけILOが推進している国際人権法の分野で、労働とその対価たる賃金とが等価交換にあることを前提にして、労働者階級の地位の向上が

推進されている。又、1949年8月12日のジュネーヴ第3条約（捕虜待遇条約）では、収容中の捕虜の労働に対する抑留国の賃金支払いの義務を普遍化して、捕虜が帰国したのちも未払い賃金を本国に請求できることになった（§ 66 第3節）。人権法と人道法の関係については議論がやかましいが、これら2つの法分野に等価交換則が共通に機能している原因については検討を要するであろう。人権法も人道法も条約を基本的法源として整備されている以上、国際法の基本原則たる合意原則が適用されることは言うまでもないが、人権という普遍的価値を実現するためには合意原則（principle of consensus）又は相互主義（principle of reciprocity, bilateralism）は排除され、客観的・絶対的人

権標準やそれを実現するための「法の一般原則 (general principles of law)」（信義則や等価交換則, etc.）が適用されるというべきである。<sup>(2)</sup> まさに、捕虜労働に対する賃金支払いは、ILOが推進する労働者の地位向上の特別法的地位に立ち、等価交換則を貫徹することが人権の実現に不可欠と判断される点で同質である。

## 【II】本 論

### (1) 等価交換則の法的性質

この原則はローマ市民法 (Jus Civile) に起源を有し、その後の市民社会発展の起動力となった。法の基本理念たる公平や正義から直接派生する点で、全ての法秩序に内在する第1義的規範であり、「文明国が認めた法の一般原則 (general principles of law recognized by civilized nations)」の代表的規範である。

「社会あるところ法あり (Ubi societas, ibi ius.)」の格言を誰も疑えない所与の前提とするならば、国家成立以前の原始社会から法は存在したはずである。<sup>(3)</sup> 原始社会の基本的規範が物々交換に象徴される等価交換則であったことは容易に想像される。原始社会が外敵の侵入や攻撃に備えて軍隊を持ち、国内市場を整備するために通貨を発行し、国家としての通有性を備えるようになっても、等価交換則は貨幣による等価交換として市民社会に継承されていった。つまり、平等な個人相互間の関係を規律する国内私法の中心的規範として今日まで発展を続けてきた。この等価交換則が国内の私人相互の關係に喩えられる国家間關係に部分的にしる、類推適用されているのである（前述の捕虜労働の対価の問題など）。

ところで、等価交換則には信義則 (bona fides) や規範力の原則 (res adjudicata) など他の「法の一般原則」と異なる本質的特徴がある。それは、この原則が法原則であるとともに、むしろ論理的にそれ以前に市民社会の経済法則であるということである。即ち、等価交換則は「需要と供給の一致によって価格が決定される」という経済学の価格理論を反映しているのであって、その規範的本質に基づき今日においても市民法の中心原則たる地位を保持している。又、今日、隆盛をみている国際経済法の始原的規範としての資格も認められよう。

さて、ローマ市民法 (Jus Civile) にまで遡って、分析を試みるならば、国家が直接的に介入しない市民社会は相互に平等な地位を認められた市民が契約を通じて自らの生活を設計する社会である。その契約を解釈し補充する機能が等価交換則である。市民は物を利用し、又、他人のサービスを利用して生活している。物の利用に限定して話をしても、市民は自分の物を利用するか他人の物を利用するかの二者択一の選択しか認められない。自分の物を利用する

關係は所有權の效果として説明できるが、他人の物を利用する關係は等価交換則の適用があり対価の支払いを原則とする。所有權と利用權は等価交換則によって結合しており、物の処分以外の全面的利用は所有權價格に近いかほぼ等しい対価 (= 利用料) の支払いが求められる。無償での使用 (使用貸借) は例外となる。他人の物の利用が原則的に等価交換則の支配下にあるとしても、物權として利用するか、債權 (= 貸借) として利用するかの選択權が契約當事者たる市民に残されている。他方、市民の生活は、物の利用とともに、信賴できる他人からのサービスの提供によって成り立っている。他人からのサービスも契約によって、対価を支払って、有償・双務契約の形で確保される。つまり、債權契約の分野でも等価交換則が原則的に適用されるのである。このように、ローマ時代以来、市民生活は財産管理を中心にして規律されたが、財産法の中核概念が「所有權 (right of property)」<sup>(4)</sup> であり、所有權を中心とした市民生活の實際の展開は等価交換則を基準にしていた。更に、古代ローマで、相続 (被相続人の死亡による所有權の移転) も占有 (物の支配の事実による所有權の発生) と並んで所有權取得原因とされていた<sup>(5)</sup> ことは、今日にまで諸国家の法制に影響を与えているが、その遠因は所有權が等価交換則に基づいた簡明で庶民感覺に適合していた制度だった点にある。

しかし、「所有權」と結合していた経済原則たる等価交換則は、欧州でキリスト教が浸透する以前の時代には、国内法上は勿論、国際法上も経済法則としての性格が濃厚であった。例えば、戦時捕虜 (prisoners of war : POW) は戦場に残された馬や戦車、槍そして刀劍と同じく、勝者が獲得する權利を有する戦利品 (boots) であって、戦後に捕虜の本国の親族から身代金が支払われた場合に送還されたが、身代金の支払いがない場合には、等価交換則の適用のない (= 働いても労働対価たる賃金支払いを受けられない) 奴隷とされ、財物として取引された。ローマ帝国の全盛期たる紀元1世紀には帝国内の人口の1/3は奴隷であったという。戦場での勝者に戦利品取得の効果が付与されるのも国際法上の等価交換則の具体化であり、身代金と引き換えに捕虜の本国帰還を認めるのも等価交換そのものである。このように、国際法上も、初期の等価交換則はその本来的な経済的性格を素朴にそして露骨に現わしていた。この等価交換則は、その後、単なる経済原則の域を脱して、国家間關係の基本原則としての相互主義 (principle of reciprocity, bilateralism) として発展・定着していくことになる。無限定な経済原則としての性格が強かった等価交換則が変質したのは、中世の欧州でのキリスト教の浸透の結果である。この宗教が説く教義の中に「隣人愛 (Agape)」

がある。「隣人愛 (Agape)」の意味するところは、「汝の欲せざるところを他人に施すなかれ」という点にある。全ての人間が一個の人格として平等の尊重されるべきことを説くのである。今日の欧米の法律学では、「隣人愛」は人権保障を法的に正当化し根拠づける「黄金律 (Golden Rule)」<sup>(6)</sup>として評価されている。この黄金律に従い、誰も奴隷の身分に落ちることを望まないから、戦争捕虜は中世には奴隷とされることはなく、すべて戦後に本国に送還された。又、捕虜は収容中に労働に従事した場合には抑留国が賃金を支払うようにもなった。「隣人愛」又は「黄金律」に支えられた等価交換則が捕虜労働に適用されたのである。同様に、今日の国際法の基本原則としての相互主義も、「隣人愛」又は「黄金律」を基礎とし、基本的人権によって制約されているとみるべきであろう。<sup>(7)</sup>

ちなみに、捕虜労働の対価に適用される等価交換則は20世紀には捕虜の人権の観点から更に客観化され絶対化され、捕虜労働に対する賃金の支払いは、抑留国だけでなく、未払い分について捕虜が帰還した後、本国も支払い責任を負うことになった(1949年ジュネーブ第3条約 § 66第3節)ことは前述したとおりである。ここに、等価交換則が単なる経済原則に止まらず、所有権を始めとする基本的人権—とりわけ経済的人権や社会権—の本質的要素として成長している姿を見ることが出来る。

## (2) 等価交換の国際法上の最近の実例 (宇宙開発分野)

等価交換則がローマ市民法 (Jus Civile) に起源を有し、「所有権」概念の形成やその発展に深くかかわってきたことはすでに指摘したとおりである。自分の物を利用できる所有者と他人の物を有償であれ無償であれ借用するしかない者との関係を規律する簡単明瞭な規範が等価交換則であった。いわば、富める者も貧しきものも、社会的な有力者も庶民も、全ての市民は等価交換則を媒介として結合され、形式的平等が少なくとも市民法上は保障されていた。その意味で等価交換則は人間の本能によって正当性が感得された普遍的規範であって、キリスト教の「隣人愛 (Agape)」に触発されて後世に出現する「人間の生来の権利」・「自然権」・「基本的人権」の思想に直結し、その一部を構成することになった。特に、第2次大戦後、国際公序の一つと認識されている「人権の尊重」の理念に反する等価交換は当然無効 (null ab initio) として成立しえないことになった。ローマ市民法上、本来強者と弱者を結合させる法的機能を果たした等価交換則は、第2次大戦後の国際社会で、経済的・軍事的そして科学技術的な超大国・アメリカが先端的な知的財産権の交流・協力に関して友好国にその適用を強制する形で姿を現した。

アメリカでの科学技術分野での国際協力の伝統は1946年

7月1日にアメリカが実施したビキニ環礁での核実験(史上初の水爆実験)に友好国を抽選で招待した時に遡る。ブラジルとカナダは軍人だけを参加させたが、オーストラリア、エジプト、フランス、イギリス、メキシコ、ポーランド、ソ連、中国(中華民国蒋介石政権)は関係分野の学者を参加させた。アメリカは外国人参観者に秘密を守り写真をとらないよう書面で約束させた。<sup>(8)</sup>又、科学者に対しては、核実験参観中に獲得した知的財産権については、無償でアメリカ政府に提供することを書面で約束させた。今日の、日米の宇宙開発活動での協力形態の原型がここに見受けられる。又、海洋調査で得られたデータを沿岸国に提供する調査国や調査機関の義務<sup>(9)</sup>もここに起源がある。アメリカが核実験の資料を無償で提供し、諸国の学者が得た情報を無償でアメリカに提供させることは等価交換そのものであって、このような技術先進国や資源保有国優位の科学技術分野での国際協力の中に、現代国際法上の等価交換則の具体化を見ることが出来る。

核開発と同様、宇宙開発分野も最先端の科学技術が必要な分野である。本来、宇宙開発は国威発揚をかけた国家事業の分野であったが、1960年代にアメリカがベトナム戦争(1965~75)に足を取られ、もはや一国家だけで遂行できる事業ではなくなった。そして、宇宙開発は1970年代には民間に開放され、しかも、国際協力の分野になった。しかし、この分野でもアメリカの技術的な優位は揺らいでおらず、宇宙開発技術及び情報の提供・交換の義務が、アメリカ優位のもとに協定化されている。前記のビキニ水爆実験の際の知的所有権に関する実行が先端科学技術分野での国際協力の先例として確立しているからであろう。

それでは、実際にNASAが諸国家と締結した宇宙開発協力協定を見ておこう。例えば、1994年10月25日に日米間で締結されたADEOS (Advanced Earth Observing Satellite: 地球観測プラットフォーム技術衛星)協定である。これは、当時の駐米栗山忠和大使とウォーレン=クリストファー (Warren Minor Christopher 1925.10.27-) 国務長官 (在任: 1993.1.20~1997.1.17) との交換公文の形式である。そこには、以下のような規定がある;

“1. The cooperation between NASA and NASDA mentioned above will be conducted in accordance with the terms and conditions of the implementing arrangement (Memorandum of Understanding) to be agreed between NASA and NASDA, providing for the flight on ADEOS of certain instruments provided by NASA and for the exchange of data between NASA and NASDA. (上記のNASA及びNASDAの協力は、NASAが提供する若干の機器を搭載してのADEOSの飛行及びNASAとNASDAとの



間のデータ交換を規定する NASA と NASDA の間で合意された実施取極（了解覚書）の条件に従って行われる。）

2. The Government of the United States of America and the Government of Japan shall each waive any of its claims (except for those claims to which it is subrogated) for compensation against the other Government in respect of any damage to or loss of its own property (except for intellectual property), or of injury to or death of its own staff, involved in the activities of the cooperation in the ADEOS program, only if such damage, loss, injury, or death is caused by virtue of the said activities but not by willful misconduct. This paragraph will be superseded by a separate agreement establishing to the mutual satisfaction of the two Governments a broad cross-waiver of liability for joint space activities for peaceful purposes, if such an agreement enters into force between the two Governments. (アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、ADEOS計画に含まれる各自の財産（知的財産を除く。）に対する損傷又は滅失並びにその要員の傷害又は死亡に関して、当該損害、損傷又は滅失及び傷害又は死亡が悪意の行為によってではなく、当該協力活動によって生じる場合にのみ、他方の政府に対するいかなる賠償請求をも（代位請求を除いて）それぞれ放棄するものとする。本項は、平和目的での共同宇宙活動についての賠償責任の幅広い相互放棄を両政府の満足のいくように定める別個の協定が両政府間で効力を生ずる場合には、当該別個の協定により廃棄される。)<sup>(10)</sup>

第1項には、NASAと当時の宇宙開発事業団(NASDA)<sup>(11)</sup>との、宇宙開発技術力の格差を前提として、NASAが提供する機器とNASDAが提供するデータとが等価交換の関係に立つことが示唆されている。そして第2項には、等価交換によって取得された情報がNASA及びNASDAそれぞれの正当な知的財産権となり、相互に侵害すべからざる趣旨も含まれていると解すべきである。

第2に、「常時有人の民生用の宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用におけるロシア連邦との協力関係を導く活動のための合衆国及びロシア連邦との間の暫定協定」(1994年6月23日ワシントンで署名、1995年6月30日発効)に以下の規定がある；

“6.1 Except as otherwise provided in this Article, each Party will transfer all technical data and goods considered to be necessary (by both parties to any

transfer) to fulfill its respective responsibilities under this Agreement. In addition, NASA may request a Cooperating Agency of a Space Station Partner to transfer directly to RSA technical data and goods necessary to fulfill NASA's responsibilities under this Agreement. NASA may also request RSA to transfer directly to a Cooperating Agency of a Space Station Partner technical data and goods necessary to fulfill RSA's responsibilities under this Agreement. Each Party undertakes to handle expeditiously any request for technical data or goods presented by the other Party for the purposes of this cooperation. This paragraph will not require either Party to transfer any technical data and goods in contravention of its national laws or regulations. (この条に別段の規定がある場合を除いて、各当事者は、この協定に基づくそれぞれの責任を果たすために（移転に係る双方の当事者によって）必要と認められるすべての技術データ及び物品を移転する。更に、NASAは、この協定に基づくNASAの責任を果たすために必要な技術データ及び物品をRSAへ直接移転するように、宇宙基地参加主体の協力機関に要請することができる。NASAは、また、この協定に基づくRSAの責任を果たすために必要な技術データ及び物品を宇宙基地参加主体の協力機関へ直接移転するように、RSAへ要請することができる。各当事者は、この協力の目的のために他の当事者が行う技術データ及び物品についてのいかなる要請も迅速に処理することを約束する。この条の規定は、当事者に対して、自国の国内法令に反して技術データ及び物品を移転することを要求するものではない。・・・)

- 7.1 With the exception of the intellectual property rights referred to in Article 6, Exchange of Technical Data and Goods, and subject to national laws and regulations, provisions for the protection and allocation of intellectual property rights created during the course of cooperation between the Parties to this Agreement are set forth in Annex 1 of the June 17, 1992, Agreement between the United States of America and the Russian Federation Concerning Cooperation in the Exploration and Use of Outer Space for Peaceful Purposes. (第6条（技術データ及び物品の交換）に定める知的所有権を例外として、並びに自国の法令に従うことを条件として、この協定の当事者の協力の過程で創出される知的所有権の保護及び割当に関する措置は、平和的目的のた

めの宇宙空間の探査及び利用における協力に関するアメリカ合衆国及びロシア連邦国間の1992年6月17日の協定の附属書Iに定められている。

7.2 Except as set forth in paragraph 7.1, nothing in this Agreement will be construed as granting or implying any rights to, or interest in, patents or inventions of the Parties or their contractors or subcontractors. (前項の規定を除いて、この協定のいずれの条項も当事者又はその契約者若しくは下請契約者の特許又は発明に対しいかなる権利又は利益を与える又は意味するものとして解釈してはならない。)"<sup>(12)</sup>

ここにも、等価交換則に基づく、データの交換・提出・移転の義務が定められ、それによって知的所有権が発生する旨が表明されている。財産権(所有権を含めて)成立の正当原因として等価交換が本質的要素となることが推知されよう。

第3に、1992年6月17日に締結された米ロ宇宙協力協定の中に以下の規定がある；

"6. The Space Shuttle will rendezvous and dock with Mir in conjunction with the flight of the NASA astronaut aboard Mir. NASA will transport two Russian cosmonauts in the Shuttle to replace the two cosmonauts on board Mir. Training for these cosmonauts will be in accordance with Article V of this Implementing Agreement. Life sciences experiments involving the NASA astronaut and the two cosmonauts who have been on board the Mir for 90 days or more will be conducted while the Shuttle is docked to the Mir. The NASA astronaut and the two cosmonauts who have been on the Mir for 90 days or more will be returned in the Shuttle for continued post-flight life sciences experiments. (スペース・シャトルは、ミールに搭乗するNASAの宇宙飛行士の飛行に関連してミールとランデブー及びドッキングを行う。NASAは、ミールに搭乗する二人のロシアの宇宙飛行士を交替させるために、二人のロシアの宇宙飛行士をシャトルで輸送する。これらのロシアの宇宙飛行士の訓練は、この実施協定の第5条に従って行われる。ミールに90日以上搭乗したNASAの宇宙飛行士及び二人のロシアの宇宙飛行士に關係する生命科学の実験はシャトルがミールにドッキングすると同時に行われる。90日以上ミールに搭乗したNASAの宇宙飛行士及び二人のロシアの宇宙飛行士は飛行後も継続する生命科学の実験のためにシャトルで帰還する。)"<sup>(13)</sup>

ここに定められている国際協力の在り方は、いわば、現物出資による等価交換であって、スペース＝シャトルに技術的優位を持つアメリカと、スペース＝ステーションに技術的優位を持つロシアが等価交換方式による技術協力を行った事例である。ここに、1946年7月1日にビキニ環礁で水爆実験を行ったアメリカが友好国の科学者に示した優越的地位に基づく科学技術の等価交換則(友好国の科学者が取得した知的財産権のアメリカへの引き渡し義務)が合意原則の外観のもとに、等価交換則の歴史的・法的本質を維持したまま引き継がれている実態を見逃してはならない。

### (3) 等価交換則の現代的機能

21世紀に入り、アメリカがテロとの戦いを推進し、NATOもこれに協力し、日本や韓国やオーストラリアもNATO加入が求められる時代になった。国際社会のこうした構造転換は1990年代から始まったといわれるが、その影響は国際法にも当然のように及んでいる。伝統的国際法では「主権 sovereignty」概念を中心として国際法秩序が構築されていたが、21世紀の今日的視点からかつての国際法を見直すといろいろ疑問も出てくる。その一つが相互主義(rule of reciprocity, bilateralism)である。相互主義は、かつて、同意主義とともに、国家主権に基づく国際法成立のための基本原理として説明されてきた。<sup>(14)</sup>しかし、国際法上の基本的概念を何もかも国家主権に関連づけて説明する従来の方法論は、国際社会の構造転換が進んでいる今日、十分な反省と再検討を要すると思われる。特に主権国家体制が形骸化し、国家以外の多数の経済権力が存在する今日の国際社会<sup>(15)</sup>で、伝統的国際法上の概念である「相互主義(reciprocity, bilateralism)」を等価交換則で説明できるならば、曖昧で可変的・流動的な「主権(sovereignty)」概念を持ち出さずとも、より合理的で正確な国際法解釈になるのではなかろうか？

等価交換則は法制史的にはローマ市民法(Jus Civile)に起源を有し、経済的には物々交換に起源を有する優れて経済的合理的な原則である。この等価交換則がその後、キリスト教が説く「隣人愛(Agape)」によって社会的政治的背景を与えられ「文明諸国家によって認められた法の一般原則(general principles of law recognized by civilized nations)」(ICJ規程§38①c)へと成長し、国際法にも導入されて、捕虜の地位の改善や第2次大戦後の先端科学技術領域での国際協力の基準となったことはすでに述べたとおりである。それと同時に、国家以外の経済権力が多数存在し、経済的比重が増大した今日の国際関係は、起源的にも論理的にも経済原則の性格を有する等価交換則によって再調整されている段階であるといえよう。特に、第2次大戦後のGATTやWTO、そしてEUの発展に基づく

国際経済法の複雑で高度な発展がそれを証明している。そうであれば、従来、関税や逃亡犯罪人引渡、そして外国人の待遇や人道法などの各分野に適用されていた相互主義 (reciprocity, bilateralism) も、ジャン＝ボダン (Jean Bodin; 1530～96) 的な「主権 sovereignty」概念から説き起こすのではなく、等価交換を本質的要素とする相互主義によって根拠づけるのが妥当であろう。とりわけ、等価交換則が市民相互間の経済生活を規律する経済法則としての性格を有し、それゆえに、永らく、民・商法分野においても、公正や正義を実現するための必須的概念としての地位を保持して今日に至っている。各国の国内私法上で確立している等価交換則は、公私の国際経済主体が活動する今日の国際社会において、彼らの行動を規制する経済的・法的基準として機能している。国際経済法や国際組織法 (特に国連法) が高度かつ複雑に発展している今日、国際法体系を解釈する中心概念として、「主権 sovereignty」に代わり、等価交換則という経済的で前国家的で、それゆえに普遍的な基準を承認すべきであろう。そうすることで、国家成立以前の原始社会の物々交換から始まり、今日の高度に発達した公私の経済主体の活動が交錯する国際経済が中心の国際社会に至るまで、古代から現代に至るまでの人類史は等価交換則を用いて一貫した説明が可能になる。「主権 (sovereignty)」という神学的で今や非合理的となった概念を持ち出す必要はないのである。「主権」概念にもはや正当性や合理性が認められないのであれば、「主権」から派生したと説かれた「相互主義 (reciprocity, bilateralism)」もその正当性根拠を「主権」以外に求めるしかない。もし、等価交換則が経済的にも社会的そして政治的にも相互主義の根拠として代替できる (exchangeable) のであれば、等価交換則の国際法適合性が確認されたことになり、この原則が国際法上も確立していることの証拠となる。そこで、諸国家の相互主義の運用を見てみると、実際に、キリスト教の「隣人愛 (Agape)」による社会的・政治的背景を得た等価交換であることを条件として、相互主義に基づく逃亡犯罪人の引渡が行われている事実<sup>(16)</sup>に鑑みると、既に相互主義の基礎は「主権 sovereignty」から「等価交換則」に転換され、移転していると考えられる。これは、国際法上の基本概念や国際法構造の変質や変更が一日にして突如発生するのではなく、誰彼に明確に気づかれることなく潜在的に漸進的に進行することの一例である。

### 【Ⅲ】結 論

経済は生き物であり、国家以前から存在し、国家を超えて拡大し経済現象は今や、地球を超えて宇宙にまで拡大している。こうした経済の歴史的発展過程を国家主権を中心に論ずることはもはや不可能である。かつて「国

家は国際法の受動的主体であるとともに、能動的主体であって唯一の国際法の定立者である」と論ずるような学説<sup>(17)</sup>も存在した。しかし、第2次大戦後の国際経済の発展は目覚ましく、特に1990年代以降のグローバリゼーション (globalization: 全球化)<sup>(18)</sup>の進行に伴い、公私の国際経済主体のうち銀行などの私的国際経済主体の比重が相対的に増加しており、<sup>(19)</sup>国際経済法の中に占める私的国際経済に関する多種多様な規範群が出現し、これを国家間の条約として単純に割り切って理解することができない状況になっている。国家以前の原始社会から物々交換という形で経済活動は存在していたが、今日でも世界国家や世界連邦が成立していないために、現今の国際経済も原始経済からの時系列的な発展形態として把握することが可能になる。マルクス経済学は勿論、一般論としても、政治は経済の上部構造として経済は政治的決定に服従すると考えられているが、この命題は部分的には認め得ても、全面的に正当であるとまでは言い難い。経済は民間の私的活動として始まり、歴史的にも一貫して等価交換則を経済的又は法的基準として発展してきた私的活動分野である。東洋において「政治は経済の上部構造である」との命題を例証するかのよう明・清の王朝と周辺諸国家との間に朝貢貿易が行われたが、これとて、等価交換則で説明可能であることに留意しなければならない。例えば、李氏朝鮮は清朝に、そして、琉球は清朝及び徳川幕府に貢物を献上し、清朝及び徳川幕府は献上物に対して金額的に倍額相当の物品を下賜した。この朝貢貿易は、小国が大国に臣下の礼をとって外交権を自発的に譲渡しその庇護のもとに入ることを意味したが、経済的には朝貢国側に実利の大きい実物貿易であった。宗主国と附庸国という外交関係の創設の対価が下賜された物品に反映されたのである。これこそ、西欧での「隣人愛 (Agape)」と同じく、東洋の儒教の「君臣の礼」という社会的・政治的背景を得た等価交換の代表例というべきであろう。更に、追加して論ずると、第2次大戦後の講和条約では、サンフランシスコ対日講和条約 (Treaty of Peace with Japan, subscribed 1951.9.8, in effect 1952.4.28) を含めて例外なく、各講和条約の署名国は大戦中に自国民が取得した敵国の戦争法規違反に基づく賠償請求権を政府の名で相互に放棄したが、権利の放棄は一方的に行えるのが原則であるので、相互に放棄を約束したことの意味は、これも相互主義 (principle of reciprocity, bilateralism) の結果というよりも、等価交換に基づく相殺 (set off) と理解した方が解りやすい。もちろん、この場合の等価交換則は賠償請求による憎悪の拡大から第3次大戦が発生する事態を防止するという国際社会の最大公益を実現するための手段として利用されたために (=社会的政治的背景を得た等価交換であるために) 具体的な賠償金の対等



額での相殺 (set off) という純経済的論点は捨象されている。厳密に言えば、法の理念または目的たる「公正・正義 (Justice)」は、国家主権を反映した相互主義 (principle of reciprocity, bilateralism) や合意主義 (principle of consensus) によって達成されるのではなく、絶対的価値観 (人権、人権の基礎たる「隣人愛」、または黄金律) を内在化した等価交換則の適用によって達成される時代に入ったのである。まさに、ビキニ環礁でのアメリカの水爆実験 (1946.7.1) の際にアメリカが友好国の諸学者に要求した知的所有権の譲渡要請は、第2次大戦後の等価交換則の国際法上の比重と機能の増大を予示するものであったと言えよう。

ところで、国家と経済との神学的又は本質的關係が否定されても、事実上の、又は歴史的關係は否定できないので

あって、経済の発展が国力の増大をもたらし、国家の国境外への進出を可能にしたといえる。具体的に言えば、地理上の発見とそれに続く植民地獲得競争、そして南極や北極の探検、深海底の開発、そして地球を超えた宇宙活動も然りである。経済の自立的発展をもたらした経済法則たる等価交換則が西洋でも東洋でも宗教 (キリスト教・儒教・イスラム教・ヒンズー教 etc.) の社会的政治的背景を得て国家間関係を規律してきたことは事実であって、国家あっての国際法ではなく、前国家的な経済法則である等価交換則が国家の国際関係を拘束し制約してきたというべきであろう。

国際法や国際法学の再評価や再構築が叫ばれている21世紀に、<sup>(20)</sup> 本稿が時代の要請に応えられる示唆を諸学究に提供していることを期待しつつ、この辺でペンを擱きたい。

## 《注》

- (1) 「法の一般原則」に関する包括的研究として次を見よ。大森正仁「法の一般原則と国際責任に関する一考察」『慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集/法律学科篇』慶應通信、1990年、519～537頁。なお、ブリアン＝レパード (Briand D.Lepard) には、「法の一般原則 General Principles of Law」を3分類し、「国内法の一般原則 (General principles of national law)」と「慣習国際法の一般原則 (General principles of customary international law)」と「道徳律の一般原則 (General principles of moral law)」とに分けて、それぞれについて強行法規性を備えるか否かを分析した研究がある。See Briand D.Lepard, *Rethinking Humanitarian Intervention*, Penn.2002, esp.p.105. 巻末の《参考図表 I》は大森教授のご論稿を参考に作成した。しかし、等価交換則が「法の一般原則」としてこれまで誰も指摘していなかった点は意外である。信義則や衡平と同視され、特段の指摘を要せずと理解されてきたのであろう。
- (2) “人権法の分野では、実体法規上の義務は絶対的である。すなわち、無条件で、対世的 *erga omnes* である。人権は文字通り、「常に、どこでも、誰に対しても」解釈・適用される。実際には、人権の適用可能性に関しては、国籍や少数民族構成員たる地位などに基づき制約が存在する。しかし、そうした制約は保護される個人や集団の行動に基づく相互主義の要素を含んでいない。他者の権利への不利益効果から自己の一部の人権行使の権利が失われる相互主義は、概念上、個人や集団への当該権利の本来的な適用可能性とは区別される問題である。それは、相互主義の要素というよりも、人権の内容と効果に関する制約というべきである。……個人および集団に対する人道法規の適用に関しては、国家間関係においても、更に、内戦中の反乱軍を含めて国家の支配下にあると看做される個人と当該国家との関係においても、相互主義に依拠しない。この点から以下のことが示唆される。即ち、人道法の下で、国家とその支配下にある市民との関係は、その市民の中から徴兵された軍隊に対する当該国

家の継続的交戦状態とは引き離して考察されなければならない。例えば、征服者と被征服地住民との関係は、被征服国家の軍隊との継続的交戦状態とは何の関係もない。国際紛争での活動主体たる非正規軍はこの類型の例外である。この場合の相互主義の要件は、非正規軍の特殊な地位によって説明されうる。なぜなら、その地位とは、全面的に人道法によって拘束される敵国の一部になっているわけでもなく、非正規軍と戦う国家の支配下にあると看做される市民ともいえないからである。第I議定書は、このパターンを破壊して、国際武力紛争中のすべての“正規軍”部隊に対して、相互主義条件を導入した。その理由は、恐らく、民族解放団体の人道法遵守能力に関して国家が信頼を措いていなかったからであろう。違つて、国際法の伝統的枠組みに簡単には適応できない行為主体や事態にも人道法を拡張適用すれば、人道法の適用における直接的相互主義が漸進的に拒絶されているのではなく、実際にはむしろその役割が増大していることを意味している。” Rene Provost, *International Human Rights and Humanitarian Law*, Cambridge, 2005, esp.pp.152～153, 162～163. ここには、人権という普遍的価値によって、人権法や人道法で合意原則や相互主義が制約されている事情が述べられている。

- (3) 但し、法を権力の表現として理解し、国家と権力と法とを同一視する伝統的な法学の理解に従えば、「社会あるところ法あり (Ubi societas, ibi ius.)」というローマ法諺にいう「法」は社会規範の意味であって狭義の法ではないことになる。例えば、道廣泰倫は云う；“アダムとエヴァがこの世に現われ人と人との結びつきが始まって以来、原始社会、古代社会、中世社会、近代社会の中に、それぞれ、そこで生活する人々の行為を規律するための共通のルールが存在した。こんにちの家族、学校、職場、都道府県市町村、国家、国際社会等々の社会の中にも、人々の行為を規律するさまざまなルールが存在する。これらの社会の中の人々が共通に従うべきルールは、社会規範と呼ばれている。したがって右の法諺のなかの「法」とは社会規範の意味であって、文字どおりの法ではない” 道廣泰倫・藤井浩二編『現代法学講義』法律文化社、1998年、

- 1頁。しかし、原始社会も今日の国際社会も、ともに、中央権力が存在しない分権的社会であることを考えると、又、原始社会から今日の国際社会までの発展プロセスの中で一貫して中央権力（世界政府または世界連邦）が存在しない事実を考慮すると、法と国家を同視する伝統的法学の方法論には一抹の不安と疑問が出てくる。本稿は、その疑問の上に、国家以前の民間社会の経済原則たる等価交換則が諸国家の法の一般原則となり、その教養を身に付けた国家指導者によって国家間関係処理の基準又はテクニクとして国際法分野に導入されたいきさつを強調するものである。地球上の各地域の宗教によって社会的・政治的背景を得た等価交換則が、国内法そして国際法形成の基準的原則として確立している。即ち、等価交換則は、国家以前の原始社会の物々交換から発展して、ローマ市民法（Jus Civile）上の原則となり、やがて、欧米各国に伝播・浸透し「文明諸国家が認めた法一般原則（general principles of law recognized by civilized nations）」として確立し、その教養を身に付けた国家指導者が対外関係にこの原則を適用し、合意原則（principle of consensus）や相互主義（principle of reciprocity, bilateralism）に優位する本源的な国際法原則たる地位を取得するのである。再説すると、法を国家による権力的強制のある規範と理解する必要はなく、単に社会の物理的強制のある規範と理解すれば十分なのではなからうか？その方が、国連や個別国家の国際法の執行を以て国際法の法的性質を承認している学説や国家実行にも合致するのではなからうか？その立場に立てば、等価交換則の法的性質もより強く首肯されることにならう。
- (4) “ローマの「所有権」の概念は、集落・ジードルング（Siedlung）の中で、個々の構成員に対して、「彼の固有財産として付与されたもの」（例えば、敷地、庭、農地のような土地、人間、家畜、農具など）から発展したものである。そのような物の「所有」は、家族の中で「遺産」として承継されていった。しかし、子供たちの間で誰がどう相続するかを選択は、もともと集落の監督下で行われた。それゆえ、後には「遺言」について（また、子供がない場合の「養子」について）、集落仲間でこれを規律するための形式的な「法律」が必要となった。というのも、もし、集落構成員が相続人なくして死亡した場合には、その財産が集落仲間のところに戻ってくることになるからである。集落構成員が家族以外の者のために遺言書を作成していたり、養子を迎えたような場合には、集落はその権利を失う。そこで、法律は、遺言書や養子の検認方法を細かく叙述することになる” オッコー・バーレンツ著（河上正二訳）『Vorlesung : Roemische Rechtsgeschichte（歴史の中の民法）』日本評論社、2001年、163-164頁。ここには事実と権利との関係や所有権の本質論が述べられていることに注意しなければならない。
- (5) “「何人も、部分については遺言し、部分について無遺言で死亡することはできない（*Nemo pro parte testatus, pro parte intestatus decedere potest*）。”古代ローマでは、相続は、相続人が被相続人の地位に没入していった、その人格を承継した結果、財産権取得その他の権利関係の承継という効果を発生させるものと考えられ、人的要素が極めて濃厚であった”前掲書、168頁。ここでは、相続人が自己の人格を放棄し被相続人の人格を継承する代償として遺産の所有権を取得する趣旨が述べられており、他人同士が出会う市場と異なり、親族内での法定等価交換ともいべき効果の発生が擬制されている。
- (6) キリスト教文化圏の法学や政治学には聖書の知識が学問的又は科学的性格を承認されて頻繁に引用されている。キリスト教の本義たる「隣人愛（Agape）」を人権の背景的思想として承認し、これを「黄金律 Golden Rule」と称して、法的性格を与えているのはその一例である。See e.g. Briand D. Lepard, *Rethinking Humanitarian Intervention*, Penn.2002.
- (7) 相互主義（Principle of Reciprocity）に関して本稿とほぼ同様の認識と見解を表明している著作として、以下を参照せよ。Michael Byers, *Custom, Power and the Power of Rules*, Cambridge, 1999, esp.pp.88-105.
- (8) 『人民日報』のインターネット版の記事を原文のまま紹介しておく；“1946年1月、美国决定在比基尼岛水域进行针对海军舰艇的核试验。由于当时美国是唯一掌握核武器的国家，为显示自己的“霸权肌肉”，美国政府主动邀请各同盟国有关人士参观。由于申请参观的国家太多，美国军方甚至还采取抽签的方式，从报名国家中选出巴西，加拿大，澳大利亚，埃及，法国，英国，墨西哥，波兰，苏联和中国代表参加。各国参观代表大多是各军种军官，其中除巴西和加拿大未派学者参加外，其他国家都把握机会派出相关领域的学者参与。当得知中国的参观申请中选后，蒋介石立即在重庆安排代表团行程。本来，蒋介石希望派遣包括职业军官和科学家在内的15人团队，结果美方只答应接待两名代表。蒋介石不得不“优中选优”，甚至调来候选人当初入学考试的成绩单，“希望将真正的俊才派出去”。最终，蒋介石心腹陈诚推荐的国民政府驻美陆军军官侯腾少将第一个入选，此人是黄埔军校六期毕业，并在美国深造过，擅长英语，曾长年主管谍报业务，是个搜集情报的高手。至于另一位代表则必须出自资深科学家领域，在时任国民党中央研究院总干事的物理学家萨本栋极力推荐下，蒋介石决定让中央大学物理学教授赵忠尧前往比基尼岛。赵忠尧临行前，蒋介石曾特意叮嘱他要“滞留”美国，尽可能多地了解美国在核物理方面的新进展，并设法购买核物理研究设备，中央研究院则在国内筹款给他汇去。1946年6月12日，搭载各国参观代表的专车抵达旧金山的奥克兰港，分乘“班纳特”号和“蓝岭”号两栖指挥舰离开奥克兰，29日抵达马绍尔群岛。由于核试验属于高度军事机密，美国政府为防相关情报外泄，禁止参观代表摄影拍照，所有参观人员都必须签署保密协议书，科学家还必须加签“诚信合约书”，承诺如有从参观活动中获得知识产权，还必须无偿提供给美国政府。” <http://mil.qianlong.com/37076/2009/02/17/3943@4869351.htm>
- (9) 海洋資源調査に関する沿岸国の優越的地位は、境界未確定海域の資源の共同開発にまで道を開いている。資源を持つ沿岸国の優越的等価交換が境界未確定海域の資源の共同開発という効果をもたらしている。これは、境界画定という政治的行為の前に、経済原則たる等価交換を優先させたために生じた今日の国際社会の特徴的現象である。関係国が相互に、単独開発を放棄し共同開発を選択した点に、国際協力というよりも、むしろ等価交換の機能を看ることができ。See *Jurist* (特集：海・資源・環境), No.1365. 同書の中の中谷和弘教授及び許叔娟教授の論稿を看よ。
- (10) この協定の英語原文は宇宙航空研究開発機構（Japan Aerospace Exploration Agency : JAXA）のウェブサイトから取得できる。日本語訳も同ウェブサイトから公表されているので、そのまま引用させていただいた。See [http://www.jaxa.jp/library/space\\_law/chapter\\_4/4-2-2-101\\_j.html](http://www.jaxa.jp/library/space_law/chapter_4/4-2-2-101_j.html)



- (11) “2003年10月、宇宙科学研究所 (ISAS)、航空宇宙技術研究所 (NAL)、宇宙開発事業団 (NASDA) が1つになり、宇宙航空分野の基礎研究から開発・利用に至るまで一貫して行うことのできる機関が誕生しました。それが、独立行政法人宇宙航空研究開発機構 JAXA (ジャクサ) です” (JAXAのホームページ : [http://www.jaxa.jp/about/index\\_j.html](http://www.jaxa.jp/about/index_j.html)より)。
- (12) この協定の英語原文は宇宙航空研究開発機構 (Japan Aerospace Exploration Agency : JAXA) のウェブサイトから取得できる。日本語訳も同ウェブサイト公表されているので、そのまま引用させていただいた。  
[http://www.jaxa.jp/library/space\\_law/chapter\\_4/4-2-2-9/4-2-2-96\\_j.html](http://www.jaxa.jp/library/space_law/chapter_4/4-2-2-9/4-2-2-96_j.html) ;  
[http://www.jaxa.jp/library/space\\_law/chapter\\_4/4-2-2-9/4-2-2-97\\_j.html](http://www.jaxa.jp/library/space_law/chapter_4/4-2-2-9/4-2-2-97_j.html)
- (13) この協定の英語原文は宇宙航空研究開発機構 (Japan Aerospace Exploration Agency : JAXA) のウェブサイトから取得できる。日本語訳も同ウェブサイト公表されているので、そのまま引用させていただいた。[http://www.jaxa.jp/library/space\\_law/chapter\\_4/index\\_j.html](http://www.jaxa.jp/library/space_law/chapter_4/index_j.html)
- (14) Michael Byers, *Custom, Power and the Power of Rules*, Cambridge, 1999.
- (15) “・・・死活の重要性を持つ国際的な貨幣及び金融分野で、《私的貨幣制度》は今日において本質的現実であって、国家によって第2次大戦後にIMFや国際復興開発銀行を中心にして発足した《公的国際貨幣制度》を凌いでいる。《銀行が持つ私的な国際的権力》は、1960年代に漸進的に本当の意味で国際的な2つの市場を獲得した：貨幣市場-即ち外貨ユーロ-と金融市場-即ちユーロ債-とである。《私的に》商慣行と銀行業務の実行の基礎を形成する全く新しい形の司法命令が現れている；この慣行と実行は今日、十分に調整されて市場参加者によって一般的に適用され受容されており、真実の《慣習》法規と看做されるまでになっている・・・。  
 ...この《私的慣習》は、他方で、資金の貸し手又は借り手である私人や国家や国際機構といった国際市場のすべての参加者を拘束する。特に注目すべきは、資本主義国であれ、社会主義国であれ、あるいは開発途上国であれ、国家が常に、疑いようもなく必要でありながら自ら定立できない統一規則に従ってきたことである。・・・要するに、この貨幣及び金融の分野で、《国際的な銀行権力》が、《条約による公的国際秩序》の間隙を埋める真実の《私的国際経済秩序》を生み出しており、きわめて強力かつ有効に-純粋かつ完全に取って代わっているわけではないが-機能している。注意しなければならないのは、こうした発展が法的には国家の意思に《反して》実現することはないということである：私的国際経済秩序自体は、少なくとも、その固有の利益（即ち、補充的金融資金）が存在する限りでのみ活動が認められる《レッセフェール》にすぎない” (Dominique Carreau, *DROIT INTERNATIONAL* (8e EDITION), Pedone, 2004, pp.196~197.) ここには、国家は依然として国家主権の壁に守られているものの、実質的に経済法則（等価交換則 etc.）に従って行動せざるを得なくなっている状況が描き出されている。
- (16) 例えば、日本は、逃亡犯罪人引渡条約をアメリカおよび韓国との間で締結しているが、その他の国家との間では、その都度、相互主義に基づいて実行している。かつて、日本国内で活動していた過激派集団『連合赤軍』の構成員が海外に逃亡し、滞在国で逮捕され、日本に引き渡される事例が相次いだ。いずれも、日本が相手国に相互主義による将来の保証を付与する手続きが踏まれた。泉水 博 (1938~) は1986年6月7日に旅券法違反によってフィリピンで逮捕され、両国間で相互主義が確認された後に日本に送還された。<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B3%89%E6%B0%B4%E5%8D%9A> しかし、同じ連合赤軍所属の岡本公三 (1947.12.7~) は、潜伏先のレバノンによって政治亡命を認められ、日本へ送還されなかった。この事実は、国家主権から派生すると考えられてきた相互主義 (principle of reciprocity, bilateralism) が、人権という基本的価値によって制約され、それを内在化した等価交換則に取って代わられたことを意味している。<http://ja.wikipedia.org/wiki/>
- (17) “国際法律行為を行いうる国際法の主体であるが、それは国際法上の権利義務を自らの意思に基づいて発生、変更、消滅させるものである。それは普通、国際法の能動的主体といわれる。・・・条約を結びうるという意味で国際法の主体 (能動的主体) を問題にする場合には、それは国際法上の権利義務の享有にとどまらず、その創設、形成の能力、同じことだが、その発生、変更、消滅についての能力が基準となる” 高野雄一『新版 国際法概論 下』弘文堂、1972年、4頁・14頁。高野教授は国家が一般的で完全な能動的主体で、国際機構が部分的で、例外的な能動的主体と論じておられるが (前掲書、14~15頁)、WTOやEUなどの国際機構の発展によって、少なくとも国際経済法の領域では、能動的主体たる地位の比重ないし優劣が国家から国際機構へと逆転しているというのが関係者の実感ではなからうか？国家が自ら創設した国際機構の経済分野の技術的で専門的な決定に従い、違反すれば制裁金を科されるというシステムは、国際法の能動的主体の主従の地位の逆転現象と言わざるを得ない。本稿のタイトルである「国際法上の等価交換則の顕在化」は、まさにそうした国家が国際機構に「庇を貸して母屋を取られた」現実とそれに基づく法意識の変化を反映させて命名したものである。ドミニク=キャローの以下の指摘をここで引用しておこう；“- I.A.T.A - こういう英語のイニシャルがよく知られている国際機構であるが、1944年に設立されたNGOの性格を有する国際的な協会であり、本質的に民営であるか《公営》(国営)であるかを問わず、国際航空企業が加盟している。この協会(カナダ法上の)は広範な立法権を行使するが、問題に応じてその権限の《強度》は異なる。この協会は加盟国に対して国際便の《業務》に属する全ての事項(機内サービス、荷物の大きさや重量、輸送の表示に関する正常化と互換性、加盟航空企業間での取引に関する送り状の作成と補償・・・)に関し《直接的な立法権》を持つ。この分野の規則はI.A.T.A.の《会議》で加盟企業に適用可能と決定されたうえで適用される。又、この問題は調査官の管轄下に措かれる：規則の違反は重い賠償金の支払い責任を生み出すと考えられている。この協会はまた、料金決定に関して異議がある場合に、それ自体は間接的ながらも《規則制定権》を与えられている。この航空輸送料金は実際に、I.A.T.A.の《料金会議》で決定されている。しかし、ここで獲得された成果は加盟国が遵守する法的枠組みに適合していなければならない；その成果は、航空会社の本国相互間で締結される2国間航空協定に違反するものであってはならない。他方、この料金が実施可能となるためには、それに続いて、国内法上《認可》という手続によって明示の裁可を受けなければならない。

この国内法領域で、航空会社は何らかの形で、国際輸送を継続的かつ急速に発展させるための実務規則を制定するための交渉《権限》を国家から委任される。公的な政府間機構－国際民間航空機関 I.C.A.O.－はこの点で《間抜け》のように全く権力がないかのようである。:本当の《空に関する世界的権力》は我々の I.A.T.A.に握られているのである” (Dominique Carreau, *DROIT INTERNATIONAL* (8e EDITION), Pedone, 2004, pp.197～198.) 本書で D.Carreauは海上運送の分野でも同様の国際カルテルが結成されている事情を指摘している。

- (18) 一般的に、1990年代に始まった西欧型資本主義の地球規模での拡散を“グローバリゼーション”と呼んでいる。Cf.張世鵬編訳(徳国人著)『全球政治与全球治理』中国国際広播出版社,2004年。“グローバル化があまりに流動的で多面的であり、把握しにくいためだろうか。その困難からか、グローバル化という基本観念でさえ、さまざまに定義されている。研究も拡散している。そもそもグローバル化は19世紀末の方が顕著であり、今日はそれほどではない、という議論も意外と有力である”大屋根 聡「グローバル経済と国際政治」『国際政治』153号,2008年11月,1頁。ちなみに、小和田恒(1932.9.18～)ICJ判事(2003年就任,2009年所長就任)は、かつて国際法学会での講演の中で、グローバリゼーションを国際化と対比して、「国際化(internationalization)は国家間の伝播作用で、グローバリゼーションは民間主体の活動の国境外拡大」であるとの趣旨を披歴されていたが、他方、現象や作用の地域的

空間的範囲に着目して、国家主義と地域主義とグローバリズムを論ずる立場も出ている。Cf.Yoshinobu Yamamoto edit., *Globalism, Regionalism & Nationalism*, Blackwell, 1999.

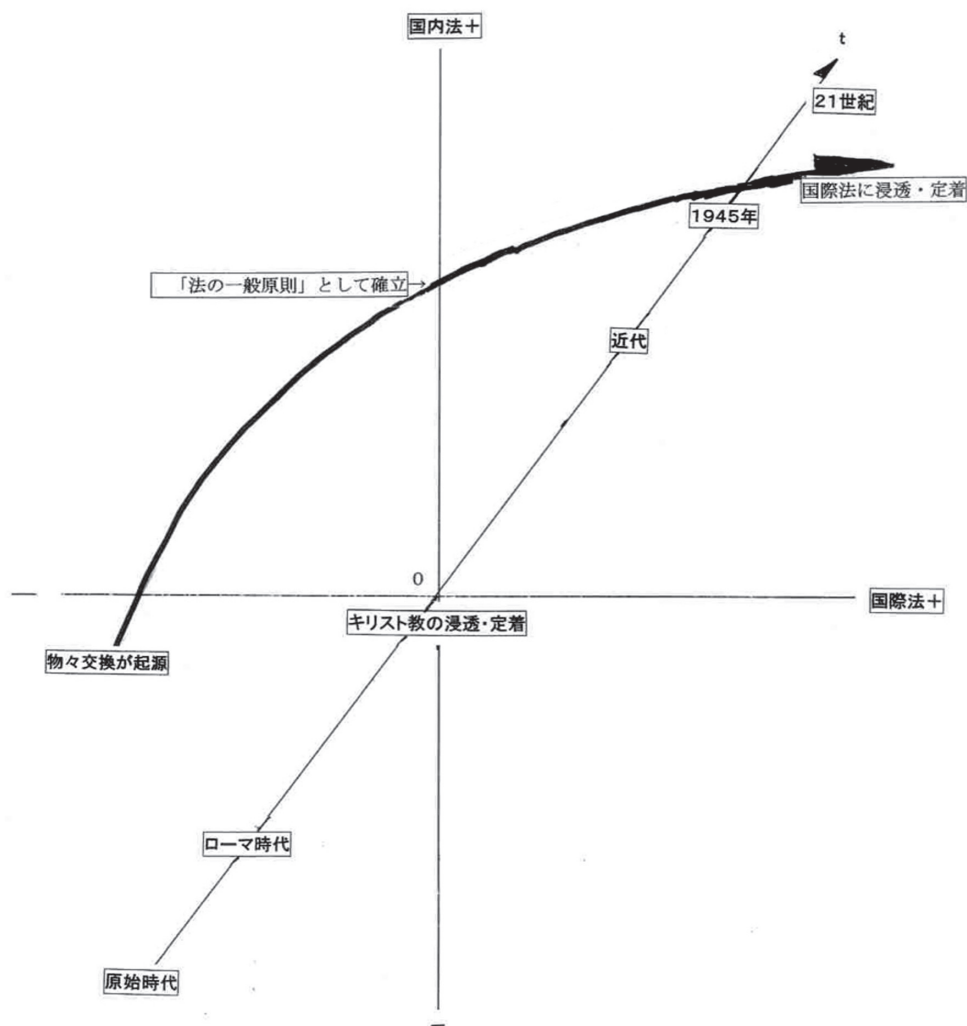
- (19) 前出注(15)参照。  
 (20) 例えば、1955年にICJが出したノッテボーム判決が依拠した「真正連関理論(genuine-link theory)」はすでに陳腐化しており、今日のグローバリゼーションが進み私的な国際経済活動が発達した国際社会での適用は不適切であって、むしろ法の一般原則である「権利濫用禁止原則(abuse-of-rights principle)」を適用すべきとの見解も出ている。“・・・the abuse-of-rights principle would also be more appropriate and effective than the genuine link theory to regulate nationality in one contemporary context that has provoked debate recently:investor-state arbitration.But the abuse-of-rights principle is no panacea.An atomized conception of nationality, which has been liberated from the genuine link theory and regulated by its functions, would best serve the policies of contemporary international law in diverse subfields” Robert D.Sloane, “Breaking the Genuine Link:The Contemporary International Legal Regulations of Nationality”, *HARVARD International LAW JOURNAL*, Vol.50, No.1 (Winter 2009), p.1.国際法の諸分野の中で、国際経済法の相対的比重の拡大が続く限り、従来の国際法上の概念や原則の再定義化、いわゆる見直しの作業は続くであろう。

〈参考図表 I〉

これまで「法の一般原則」に含まれると主張された主要な諸原則	
1.等価交換則 (equal exchange, equal permutation)	15.罪刑法定主義 (legality)
2.信義則 (bona fides)	16.法の公正な適用 (fair application of law)
3.既判力の原則 (res adjudicata)	17.自己防衛 (self-defense)
4.損害賠償の相当因果関係則 (adequate reasonable cause)	18.法的安定性 (legal stability)
5.二重処罰の禁止原則 (double jeopardy)	19.当事者平等 (equality of parties)
6.権利濫用禁止原則 (abuse of rights)	20.権利放棄 (renunciation of rights, waiver of rights)
7.不可抗力 (force majeure, vis major, Act of God)	21.禁反言 (estoppel)
8.時効 (prescription)	22.不当支払 (unjust pay)
9.延滞利子 (delinquent charge)	23.平等 (equality)
10.錯誤 (error)	24.衡平 (equity)
11.人道上の考慮 (humanitarian consideration)	25.黙諾の原則 (tacit agreement, implied contract)
12.情況証拠 (circumstantial evidence)	26.間接証拠 (indirect evidence)
13.不当利得 (unjust enrichment)	27.有効性の原則 (validity, availability)
14.基本的人権 (fundamental human rights)	28.条約の解釈 (interpretation of treaty)

(注(1)の大森教授のご論稿及び後藤浩司著『法務英語－英和・和英－用語集』信山社,1993)を基礎に筆者が新たに作成

《参考図表Ⅱ》



《等価交換則の規範的發展の時系列プロセス》

《References: 参考文献》

1. Dana Gold, *Law and Economics : Toward Social Justice*, JAI, 2009.
2. A.Peters/T.Foerster/G.Fenner eds. *Non - State Actors as Standard Setters*, Cambridge, 2009.
3. C.Binder/U.Kriebaum/A.Reinisch/S.Wittich eds. *International Investment Law for the 21st Century*, Oxford, 2009.
4. J.Straus eds. *The Role of Law and Ethics in the Globalized Economy*, Springer, 2009.
5. J.H.Jackson, *Sovereignty, the WTO and Changing Fundamentals of International Law*, Cambridge, 2009.
6. D.Acemoglu/J.A.Robinson, *Economic Origins of Dictatorship and Democracy*, Cambridge, 2009.
7. L.Yueh ed. *The Law and Economics of Globalisation*, Edward, 2009.
8. T.J.Miceli, *The Economic Approach in Law* (2nd Edition), Stanford, 2008.
9. F.Raimondo, *General Principles of Law in the Decisions of International Criminal Courts and Tribunals*, Nijhoff, 2008.
10. M.J.Osiel, *The End of Reciprocity: Terror, Torture, and the Law of War*, Cambridge, 2009.



